

第43回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和2年12月21日（月） 午後1時30分から
- 2 場 所 水産会館 6階会議室
- 3 出席者
- 委員 塩野 健、鈴木 直一、石井 春人、坂本 雅信、本田 直久、
黒沼 吉弘、滝口 宜彦、佐久間 國治、磯貝 秀樹、平島 孝一郎、
海老原 齊、佐藤 光男、鈴木 正男、和田 一夫
- 専門委員 松下 平、渡邊 幸治
- 水産課 篠原課長
井上漁業調整班長、鈴木副主査
鈴木漁船漁業班長、宇都副主査
- 漁業資源課 小嶋課長
末永資源管理班長、吉野主査、五味副主査
- 水産事務所 銚子：小森所長
館山：永野所長、加藤課長
勝浦：速水所長
- 水産総合 梶山次長
- 研究センター
- 事務局 石黒副技監、三井副主幹、岡本副主幹
- 4 議事事項
- (1) 機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の制限措置の内容、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）
- (3) 千葉県資源管理方針の一部改正（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群の別紙の追加）について（諮問）
- (4) 特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）
- (5) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号の発出について（協議）

- (6) 千葉海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について
- (7) その他

5 報告事項

- (1) クロマグロの漁獲管理について
- (2) 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会について

6 審議経過

【石黒副技監】

定刻となりましたので、ただ今から第43回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。それでは、塩野会長から挨拶を申し上げます。

【塩野会長】

皆さん、こんにちは。本日は年末の御多忙の中、第43回委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに前回の委員会以降の動きですが、茨城・千葉連合海区協議会を11月13日に銚子市で開催し、相互入会漁業について協議の結果、従来と同様の内容で操業協定が締結されました。また、一都二県連合海区漁業調整委員会を11月26日に千葉市で開催し、海ほたるの禁漁区に係る委員会指示について協議いたしました。この委員会指示は本日の議案として、後ほど御審議いただく予定としております。会議に御出席いただいた関係委員の皆様には、大変お疲れさまでございました。さらに、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議を今年は千葉県が当番県でしたが、コロナの影響から会議は招集せず、書面決議の形で開催いたしました。また、太平洋広域漁業調整委員会がWEB方式で開催されました。これらの結果は後ほど、事務局より報告いたします。

さて、本日の議題は海ほたる禁漁区に係る委員会指示のほか、さより船びき網漁業の制限措置等、しらうお船びき網特別採捕許可方針、資源管理方針の一部改正、特定水産資源の当初配分案、規程の一部改正などを予定しております。委員の皆様には慎重なる御審議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【石黒副技監】

ありがとうございました。ここで本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨、連絡がありました委員は松本委員の1名でございます。委員定数15名のうち14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の小栗山委員と金野委員から出席できない旨、連絡がございました。

次に議長の選出でございますが、委員会会議規程第3条により塩野会長にお願いいたします。

【塩野会長】

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、本日の議事録署名人についてでございますが、委員会会議規程第11条により、私から指名させていただきます。佐藤委員さんと鈴木正男委員さんをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「機船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の制限措置の内容、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。事務局より朗読と水産課より説明をお願いします。

【三井副主幹】

（朗読）

【鈴木班長】

説明概要：茨城・千葉相互入会操業協定に基づく当該漁業の県外船に係る許可の有効期限が2月末日に満了することから、従来どおりの内容を踏襲した制限措置等について、諮問するもの。

【塩野会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【黒沼委員】

漁業法の改正でサヨリが資源評価対象の魚種に加わるという話がありますが、今まで漁

獲実績がなかった魚種の資源評価は、どうするのか教えていただきたい。

【末永班長】

サヨリは、現在、TACの対象魚種ではなく、水産庁が最近公表したロードマップに記載があるTAC追加を想定している魚種でもありません。資源評価については、他県では対象になっており、国は資源評価対象を広げる方針ですので、いずれ入ってくると思います。

【黒沼委員】

資源評価対象魚種の拡大スケジュールの中に入っていたので、今の資源状況と、今まで漁獲実績がない中で、今後の資源管理の方向性について教えていただきたいかったということです。

【鈴木班長】

参考として、今回の協定に基づく千葉県海面の操業状況については、近年、サヨリの漁獲実績はありません。

【塩野会長】

他にございませんか。どうぞ。

【本田委員】

漁獲成績報告書について、国、県等の関係機関へ提供することに同意と書いてありますが、これは茨城県の漁獲だから、茨城県の属人として計上され、千葉県の漁獲統計に使用することはないですね。

【鈴木班長】

漁獲成績報告書については、県の協定に基づき、漁獲状況等、確認するために提出していただきます。統計には直接は使用いたしません。

【塩野会長】

他にございますか。

よろしいようでしたら、質疑を終了して採決に移りたいと思います。第1号議案、「機

船船びき網漁業（さより船びき網漁業）の制限措置の内容、許可または起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【塩野会長】

挙手全員によりまして、第1号議案は原案どおり可決、決定いたします。なお、第1号議案については、公示する必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【塩野会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）」を上程いたします。事務局より朗読と水産課より説明をお願いします。

【三井副主幹】

（朗読）

【鈴木班長】

説明概要：当該特別採捕許可方針について、従来どおりの内容で協議するもの。

【塩野会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【黒沼委員】

津波の影響があつてシラウオ資源が減少しているとの説明ですが、平成30年は9.3kg/日で今回は4.6kg/日です。これはまだ津波の影響が残っていて、変動していると考えられて

いるのかを教えてください。

水揚量について、令和元年度の区域(2)にそのほか40キロありますが、これは何の種類が揚がったのか教えてください。

【鈴木班長】

震災の影響については、シラウオは寿命が1年と短く、環境変化の影響を受けやすいと言われている魚なので、はっきりと具体的には御説明できませんが、震災の影響で河口付近の環境が変わり、生息条件に適さない状況になっているのではないかと推測しております。震災以降、減っている状況が続いています。

その他の稚魚は、シラウオ以外の稚魚です。

【塩野会長】

他にございますか。

特にないようでしたら、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。第2号議案「しらうお船びき網特別採捕許可方針について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【塩野会長】

挙手全員によりまして、第2号議案は原案どおり可決・決定いたします。

次に第3号議案「千葉県資源管理方針の一部改正（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群の別紙の追加）」について（諮問）」と、第4号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は、関連がございますので一括上程することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【塩野会長】

異議なしとのことですので、第3号議案と第4号議案を一括上程いたします。事務局より朗読と漁業資源課より説明をお願いします。

【三井副主幹】

(朗読)

【末永班長】

説明概要：千葉県資源管理方針に、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群の資源管理方針（別紙1-1から1-3）を追加し、同魚種に係る令和3管理年度の漁獲可能量について諮問するもの。

【塩野会長】

ありがとうございました。朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

特に御意見、御質問がないようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。第3号議案及び第4号議案について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【塩野会長】

挙手全員によりまして、第3号議案と第4号議案は原案どおり可決、決定いたします。

なお第3号議案と第4号議案については、公示する必要がございますが、公示に当たり水産庁や県の法規担当課との調整により字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塩野会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に第5号議案「東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号の発出について（協議）」を上程いたします。事務局より朗読と説明と水産課より説明をお願いします。

【三井副主幹】

(朗読)

説明概要：当該委員会指示の有効期限は2月末日に満了することから、今後の取扱いについて、時点の更新の他、従来どおりの内容で協議するもの。

【井上班長】

説明概要：魚群探知機の調査結果について報告。

【塩野会長】

ありがとうございました。朗読と説明が終わりました。ここで、去る11月26日に千葉県で開催いたしました一都二県連合海区漁業調整委員会の審議結果について、会議に出席いただきました鈴木会長代理から御報告をお願いいたします。

【鈴木会長代理】

それでは、御報告いたします。去る11月26日、千葉市のポートプラザちばにおきまして、一都二県連合海区漁業調整委員会が開催され、当海区からは塩野会長、滝口委員、佐久間委員、私の4人で出席いたしました。審議において、海ほたる周辺海域は水産資源の保護を図る上で重要であり、引き続きこの海域を採捕禁止区域とする必要があることで意見が一致し、委員会指示を発出することについて、原案に異議のない旨、可決、決定いたしました。この結果を受け、一都二県連合海区から各海区に協議がなされ、本日の委員会に上程されております。

連合海区の審議結果は以上です。よろしく申し上げます。

【塩野会長】

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【黒沼委員】

直近の累積違反数というのが、4、5年前に比べて格段に減っているのですが、この理由は何かあるんでしょうか。

それと、海ほたる周辺の入会海域の境について何か問題があったと記憶していますが、

それはもう解決しているのでしょうか。

【三井副主幹】

遊漁船については委員会指示が浸透し違反する船は減ってきていると聞いております。ただし、プレジャーにつきましては始められたばかりの方もおり、違反する船があります。徐々に委員会指示が周知されてきていると認識しております。

【塩野会長】

入会海域については、水産課の方で答えていただけますか。

【井上班長】

海ほたる周辺については入会ということで、一都二県で協力して監視を行っており、指導については、それぞれの所属する海区から県を通じて行っております。

【黒沼委員】

境については、進展はないということで考えたらよろしいでしょうか。

【篠原課長】

都県境につきましては、一つの考え方として、知事が免許している共同漁業権の区域と港湾区域についてはそれぞれ管轄が決まっております。海ほたる周辺につきましては、管轄の明確化がなされていないのですが、これまでも一都二県で話し合い、連携をしながらうまく調整が取れております。引き続き、この体制を維持して、円滑に海面利用が図られるよう私達もやっていきたいと思っております。

【佐久間委員】

この一都二県連合海区の禁漁区は、東京湾で操業する千葉、神奈川、東京都の遊漁船、それと漁船漁業と県、漁連が都庁に集まり、皆の意見を持ち寄り、いろいろな意見が出た中で禁漁区の範囲が決まりました。

【塩野会長】

ありがとうございます。他にございますか。

それでは、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。なお、第5号議案の協議は遊漁にも関係する委員会指示のため、水産庁の指導によりまして、千葉県水産振興審議会海面利用調整部会の意見を聴く必要があります。そこで部会の意見を聴取した結果、原案に異議のない旨の内容であった場合は本委員会での再度の審議は省略し、原案どおり可決、決定の上、一都二県連合海区漁業調整委員会に対して、回答することといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【塩野会長】

それでは、賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【塩野会長】

挙手全員によりまして、第5号議案は原案どおり可決、決定いたします。

次に、第6号議案「千葉海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」を上程します。それでは、事務局より、朗読と説明を願います。

【岡本副主幹】

(朗読)

説明概要：漁業法等の一部改正に伴う条項づれ等について、所要の改正を行うもの。

【塩野会長】

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

特にないようでございますので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。第6号議案「千葉海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

【塩野会長】

挙手全員によりまして、第6号議案は原案どおり可決、決定いたします。なお、規程の改正について、公示に当たり、軽微な修正が必要になった場合には私と事務局に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【塩野会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題（7）のその他ですが、皆様、何かございますか。

特にないようでしたら、本日の議題は全て終了といたします。

次に、会議次第6の「その他」ですが、漁業資源課と事務局から報告事項がございます。

最初に、漁業資源課からお願いいたします。

（黒沼委員 退出）

【末永班長】

（クロマグロの漁獲管理について報告）

【塩野会長】

ありがとうございました。ただ今の報告について御質問等ございましたらお願いします。

それでは、続いて、事務局より報告してください。

【三井副主幹】

（全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について報告）

（太平洋広域漁業調整委員会について報告）

【塩野会長】

ただ今の報告について、質問等がありましたら、お願いいたします。

それでは会議次第6の「その他」を終了し、会議次第7の「事務局連絡事項」に移ります。

事務局、お願いいたします。

【三井副主幹】

(連絡事項)

【塩野会長】

今年、年初めからコロナの問題で会議もWEB会議などとなり、やりづらい会議の設定となってしまいました。また、会議を開催しても、マスクをして、やりとりしづらい会議であったと思います。その様な中ではありましたが、法律の改正に伴う千葉県漁業調整規則の制定などの重要な問題も、皆様の御協力で滞りなく委員会として対応することができました。大変ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第43回千葉海区漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時58分 閉会